

質問回答書

工事名 東京科学大学(湯島)B棟病棟他改修工事

国立大学法人東京科学大学施設部

東京科学大学(湯島)B棟病棟他改修工事
 にかかる **現場説明書・図面等** に対する質問回答書

番号	図面番号	質疑事項	回答	回答日
1	入札説明書 様式2・別紙1-1 様式2・別紙1-2 様式2・別紙2	技術提案書「VE提案とVE提案に基づく施工計画」、「工事全般の施工計画」について、「評価項目数は、評価項目ごとに最大5項目まで」「工事全般の施工計画に対する全提案項目数は、最大5項目まで」との記載がありますが、5項目より少ない項目数での提案もお認め頂けるのでしょうか？ また項目数が少ない提案をした場合に減点対象となったり、採点上不利になる採点方法等がありましたら、ご教示ください。	5項目より少ない提案項目数での技術提案をいただくことは可能です。 また、入札説明書「9 総合評価に関する事項(2) 総合評価の方法」の記載のとおり、「加算点」は、別表1の評価項目において、技術提案書等の内容に応じ、最高43点を与えるとしており、項目数によって減点になったり、不利な扱いを受けることはありません。	5月15日
2	入札公告 現場説明書	入札公告「1 工事概要等」の「(5)工期」には、契約締結日の翌日から令和10年3月31日(金)まで。(繰越手続き延長予定あり)とありますが、現場説明書「別紙:工事工程案」では、令和10年11月17日を想定した工程案となっております。 5月25日に交付される数量表の積算(予定価格算出)時の工期は、延長予定である「令和10年11月17日」までを前提とされているとの認識でよろしいでしょうか。	よろしい。 現場説明書記載の通り、入札の積算における工期は財政法の定めによる承認が得られた場合の延長予定の完成期限である、令和10年11月17日(金)を工期末としてください。	5月21日
3	入札公告 現場説明書	番号2の回答が、「令和10年3月31日(金)」までを前提とする場合、延長の承認が得られなかった時は、現場説明書「別紙:工事工程案」に記載の令和10年3月31日までの工事範囲が完成していればよいとの認識でよろしいでしょうか。	財政法の定めによる承認が得られなかった場合の完成引渡し範囲については協議によります。入札の積算における工期は財政法の定めによる承認が得られた場合の延長予定の完成期限である、令和10年11月17日(金)を工期末としてください。	5月21日
4	工事請負契約書 (案)	07-1工事請負契約案に第4条に「完成期限は、令和10年3月31日」との記載がありますが、契約書にも「繰越手続き延長予定あり(令和10年11月17日まで)」と記載いただくことは出来ませうでしょうか。	本学が文部科学省に国立大学法人施設整備費補助金の計画変更の申請を行い、同省より計画変更の承認があった場合は、完成期限の延長に係る変更契約書の締結を予定しています。 当該計画変更の申請は令和10年3月を予定しているため、落札決定後の契約締結時における工事請負契約書第4条の完成期限は、令和10年3月31日となります。	5月21日
5	工事請負契約書 (案)	番号2ならびに番号3の回答の結果、「令和10年3月31日(金)までに今回の工事範囲を全て終わらせる」といった内容の契約を先ずは締結する必要がある場合、繰越手続き延長の承認が得られなかった時は、「別記第1号 工事請負契約基準」(発注者の損害賠償請求等)の第55の一に該当しない旨などの特約を設定することは出来ませうでしょうか。	工事請負契約書(案)第22条に基づき、発注者と受注者が協議して定めることは可能です。	5月21日
6	入札公告 現場説明書	番号2の回答が、「令和10年3月31日(金)」までを前提とした場合、延長承認後、令和10年3月31日～令和10年11月17日の延期分の経費等については、追加工事費の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	番号2の回答のとおりです。	5月21日
7	入札公告 06-1	(様式1)競争参加資格申請書について、電子入札システムで提出する場合は、押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	電子入札システムで申請書を提出する場合は、押印を省略しても差支えありません。	5月21日

8	入札公告 06-2	(様式2)技術提案書について、電子入札システムで提出する場合は、押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	電子入札システムで申請書を提出する場合は、押印を省略しても差支えありません。	5月21日
9	現場説明書 別紙 工事工程案	<p>工事工程案の各フロアは、2段に分かれた表示で、下部・上部などの記載がありません。</p> <p>具体的には、令和9年3月～10月の期間のB棟10階では、「下部:改修」「上部:緩衝階」の部分为例に考えた場合、下部・上部とは、具体的にはどのような区分でしょうか。</p> <p>もしくは、「下部は下階」「上部は上階」と読み替えて宜しいでしょうか。</p> <p>また、「上部:緩衝階」、「下部:緩衝階」及び「緩衝エリア」は、「現場作業可能期間(騒音・振動作業禁止)」となり、「騒音・振動作業禁止」となるように読めます。</p> <p>こういった施工条件の制約になるのか、ご教示ください。</p>	<p>B棟10階「上部:緩衝階」「下部:改修」を例に回答します。</p> <p>「上部:緩衝階」とは、10階工事において、11階へ影響を及ぼす作業を原則禁止とすることを示しています。11階は通常稼働中の病棟であるため、影響を最小限とする目的で、10階上部を緩衝エリアとして設定しています。具体的には、10階工事に関連する場合であっても11階への立入りは不可とし、また、11階床スラブに関する工事については、騒音・振動の観点から原則として実施不可を想定しています。なお、やむを得ず必要となる工事については、監督職員との協議によるものとします。</p> <p>「下部:改修」とは、9階が工事エリアであるため、10階工事において下階へ影響を及ぼす作業についても実施可能な期間であることを示しています。</p> <p>上記のため、「下部は下階」「上部は上階」への読み替えはできません。</p> <p>「上部:緩衝階」 該当階の上階が通常稼働のため、上階に影響が出るような騒音・振動作業禁止の期間</p> <p>「下部:緩衝階」 該当階の下階が通常稼働のため、下階に影響が出るような騒音・振動作業禁止の期間</p> <p>「緩衝エリア」 該当階の主に下階が通常稼働しているエリアのため、下階に影響が出るような騒音・振動作業禁止の期間</p>	5月21日
10	現場説明書 別紙 工事工程案	B棟10階の改修工事期間の開始年月と完了年月を教えてください。	<p>B棟10階現場作業可能期間は、令和9年3月から令和10年4月を想定しています。</p> <p>尚、上記の回答の通り、現場作業可能期間内であっても、11階、9階の稼働状況により、騒音・振動作業が限定されます。</p>	5月21日
11				
12				
13				
14				
15				
16				